

沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(沖繩県産酒類に対する酒税の軽減等)

第七十二条 沖繩県の区域内にある酒類(酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この章において同じ。)の製造場のうち法第八十条第一項

第一号の指定を受けた製造場において製造された酒類で、次の各号に掲げる期間内に当該区域内にある酒類の製造場から移出されるものに係る酒税の税額は、酒税法第二十三条の規定又はこの規定の特例に関する法律の規定にかかわらず、当該酒類の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 一七 省 略

八 平成元年四月一日から平成三十三年五月十四日まで 百分の八十(酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五)

2 5 6 省 略

7 第一項の規定の適用を受ける酒類に係る法第八十条第七項の承認を受けようとする者は、同項の変更をしようとする時まで、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第七十四条の二、第八十七条及び第八十九条において同じ。)

二 四 省 略

8 省 略

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例)

第七十四条の二 省 略

2 5 7 省 略

8 前項に規定する申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定す

(沖繩県産酒類に対する酒税の軽減等)

第七十二条 同 上

一 一七 同 上

八 平成元年四月一日から平成三十一年五月十四日まで 百分の八十(酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五)

2 5 6 同 上

7 同 上

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第七十四条の二及び第八十七条において同じ。)

二 四 同 上

8 同 上

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例)

第七十四条の二 同 上

2 5 7 同 上

8 同 上

一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定す

る個人番号をいう。以下この条、第八十七条及び第八十九条において同じ。）又は法人番号

二・三 省略  
9541 省略

(酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等)

第八十九条 平成三十二年十月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた酒類(当該酒類が同日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額が、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する酒類の数量(二以上の場所です持する場合には、その合計数量)が千八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同年十月一日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 | 前項の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者(同項の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。)が、平成三十二年十一月二日までに、その所持する酒類の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に前項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した酒類の製造者又は販売業者が同年十月一日に所持する当該酒類については、同項の規定を適用する。

- 一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二 貯蔵場所の所在地及び名称
- 三 その他参考となるべき事項

3 | 第一項の場合においては、同項の酒類が平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額から、同年九月三十日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

4 | 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、平成三十二

る個人番号をいう。第二十二項第一号並びに第八十七条第五項第一号及び第九項第一号において同じ。)又は法人番号

二・三 同上  
9541 同上

(酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等)

第八十九条 法第八十条第一項第一号の規定に基づく酒税の軽減に関する措置の変更(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第七條及び第十二條の規定の施行に起因するものに限る。以下この項及び次項において同じ。)があつた際、沖縄県の区域内にある酒類の製造場又は保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、同号の規定の適用を受けた酒類(当該酒類が当該変更があつた日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額が、その日の前日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です持する場合には、その合計数量)が八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として、これを当該変更があつた日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 | 前項の場合においては、同項の酒類が同項に規定する変更があつた日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額から、その日の前日に当該酒類をその製造場から移出したものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の税額とする。

年十月一日に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、販売のため、法第八十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けた酒類（当該酒類が同年九月三十日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出したものとした場合における酒税額が、同年十月一日に当該酒類をその製造場から移出されるものとした場合における酒税額を超えることとなるものに限る。）を所持する場合には、当該酒類については、その者を当該酒類の製造者と、当該所持する場所を酒類の製造場と、その者が所持する酒類を同日にその者の当該酒類の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、その者が提出する第六項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の合計額から、当該戻し入れたものとみなされた当該酒類に係る酒税額に相当する金額を控除する。この場合において、当該酒類につきこの項の規定による控除を受けた場合における酒税法第三十条又は災免法第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>酒税法第三十条第一項</p>	<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）</p>	<p>平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額</p>
<p>酒税法第三十条第三項</p>	<p>当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域から</p>	<p>平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における</p>

	<p>の引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）</p>	<p>る酒税額</p>
<p>酒税法第三十条第五項</p>	<p>当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額</p>	<p>平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額</p>
<p>災免法第七条第一項</p>	<p>課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）</p>	<p>酒税等の 酒税の</p> <p>平成三十二年十月一日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額</p>

5 前項の場合においては、同項の酒類が平成三十二年九月三十日に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出したものとした場合における酒税額から、同年十月一日に当該酒類をその製造場から移出されるものとした場合における酒税額を控除した金額を同項の酒税額とする。

6 第一項の規定の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成三十二年十一月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
- 二 省 略

三 その貯蔵場所において所持する第一項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分（品目を含む。第五号、第十五項第四号及び第十六項第三号において同じ。）及び当該区分ごとの数量

四 省 略

五 その貯蔵場所において所持する第四項の規定の適用を受ける酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

六 前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

七 第四号に掲げる酒税額の合計額から前号に掲げる酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額

八 第四号に掲げる酒税額の合計額から第六号に掲げる酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

九 省 略

7 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十九条第三項から第六項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

8 平成三十二年十月一日に第一項に規定する酒類を販売のため所持していないことにより第六項の規定による申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、同日に第四項に規定する酒類を販売のため所持する場合において、その者が同年十一月二日までに、その所持する酒類の貯蔵場所

3 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年六月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 申告者の住所及び氏名又は名称
- 二 同 上

三 所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四 同 上

五 同 上

4 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三十九条第三項から第五項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

の所在地の所轄税務署長に同項の規定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を提出したときは、当該酒類の製造者又は販売業者は、当該届出書を提出した税務署長に第六項の規定による申告書を提出することができる。

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二 貯蔵場所の所在地及び名称

三 その他参考となるべき事項

9 第六項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第七号に掲げる酒税額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

10 第六項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に同項第八号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する金額を還付する。

11 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項の規定は、適用しない。

12 第九項の規定は、第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る第九項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五条第二項の規定による納付の期限が第九項の納期限前に到来するものについて準用する。

13 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）が、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、同法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、又は納付されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一・二 省 略  
14 第十項又は前項の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十五年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第三項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、又は納付されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一・二 同上

律施行令の規定の適用については、同令第二条第八号に掲げる還付金とみなす。

15| 第十三項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた者を通じて第六項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書（当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類をいう。次項において同じ。）を添付し、これを第十三項の税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号  
二 省 略

三 当該酒類を当該製造場に戻し、又は移送した者の住所及び氏名又は名称

四 六 省 略

16| 手持品課税対象証明書の交付を受けようとする第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二 当該酒類につき第一項の規定の適用を受けた時における当該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称

三 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四 当該酒類を酒類の製造場から移出した酒類の製造者の住所及び氏名又は名称並びに当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地及び名称

五 その他参考となるべき事項

17| 第十五項の申請書の提出を受けた税務署長は、第十三項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

18| 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

19| 第一項の規定により課する酒税又は第四項の規定により控除する酒税に関する調査については、第一項又は第四項の規定の適用を受ける者の第一項又は第四項に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者を国税通則法第七十四条の四第三項に規定する者とみなして、

8| 前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類で当該酒類につき同項の規定の適用を受けた者を通じて第三項の税務署長から交付を受けたものを添付し、これを前項の税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 同 上

三 当該酒類を当該製造場に戻し又は移送した者の住所及び氏名又は名称

四 六 同 上

9| 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、第七項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

10| 酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第三項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

同項並びに同法第七十四条の七、第七十四条の八、第七十四条の十三、第二百二十八条（第二号及び第三号）中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を適用する。この場合において、同項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五百五十一号）第八十九条第十九項（酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等）」に規定する酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者」とする。

20 偽りその他不正の行為によつて第十項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

21 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

22 第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

23 前項の犯罪に係る酒類に対する酒税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該酒税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

24 第六項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

25 第二十項、第二十二項又は前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

26 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十項、第二十二項又は第二十四項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第二十項から第二十四項までの罰金刑を科する。

27 前項の規定により第二十項又は第二十二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

28 第二十項又は第二十二項の規定の適用がある場合における酒税に係る国税通則法施行令第五十三条の規定の適用については、同条第一号中「の罪」とあるのは、「及び沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等

11 第三項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。



に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第二十項又は第二十二項（酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等）の罪」とする。

（酒販組合に関する経過措置）

第一百十條 沖縄県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒類業組合法第三条の酒販組合については、施行日から起算して四十九年を経過する日までの間は、酒類業組合法第十四条第三項及び第九十条（同項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、同項の要件を欠く酒販組合は、酒類業組合法第四十二条第五号の事業を行うことができない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第七十二条第七項第一号の改正規定、第七十四条の二第八項第一号の改正規定及び第八十九条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成三十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

3 平成三十二年十月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（酒販組合に関する経過措置）

第一百十條 沖縄県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒類業組合法第三条の酒販組合については、施行日から起算して四十七年を経過する日までの間は、酒類業組合法第十四条第三項及び第九十条（同項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、同項の要件を欠く酒販組合は、酒類業組合法第四十二条第五号の事業を行うことができない。